

資料4

東條委員・細澤委員・三栖委員・峰政委員
提出資料

第7回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成22年6月16日)

「その他建築基準法関連」についての追加意見

委員 東條隆郎

同 細澤 治

同 三栖邦博

同 峰政克義

1 建築基準法に関連し、以下の措置をお願いしたい

- 中間検査・完了検査の確実な励行、完了検査済み証未交付の場合の使用制限などを
行う。

基準法の厳格運用に大きな効果を挙げることができることは既に述べたとおりで
ある。

- 既存不適格建築物の増改築にあたり、増改築部分を既存部分の延べ面積1／2以下
とする制限を撤廃する。

緩和措置の既存部分に関する条件を満たす場合、適法な増改築はむしろ既存建築
物改善の一助になることと考えられる。

- 旧法38条的な運用などの適用
(別紙参照)

2 建築基準法及び建築士法に関連し、以下の措置をお願いしたい

- 建築設備士に対し、建築設備設計・工事監理の業務権限を付与し、建築士のもと、
その業務が可能となるための法的整備を行う

建築設備設計を担当する建築士は少なく、実際には建築設備士が当たっている現
状を認め、実態に即した法整備を行う。

- 建築士・建築設計事務所の資質の維持・向上と業務の進歩改善・適正化を図るため
に建築士法改正に取り組む

基準法の的確な運用の実効性を高めるためには、「厳罰化」と同時に「建築士・建
築士事務所の資質の維持・向上と業務の進歩改善・適正化」を図るべきことは、前
回の意見で述べたとおりである。

建築士法改正に向けての検討を始めることをお願いしたい。

「旧法 38 条的な運用などの適用」について、その背景と理由に関する補足説明

旧法 38 条では、法制度の規定が予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物が大臣認定により可能であったが、2000 年の基準法改正時に廃止された。これは、性能規定化により、仕様規定を前提とした包括的な認定規定は不要となり、必要であれば個々の条文に認定規定をおくという方針で改正されたものである。

しかしながら、現状ではその活用範囲が限られている。

例えば、時刻歴応答解析を使用して認められた新工法を本来、時刻歴解析を必要としない別の建物に使用したとしても、建物全体の時刻歴解析が要求されるという不合理が生じている。

また、建築基準法 37 条で定められた指定建築材料（告示 1446 号に定められた指定建築材料あるいは、個別で大臣認定を取得した建築材料）以外の建築材料を使用する場合、耐火検証（ルート C）による対応が必要となり、その建築材料を使用する部分の耐火保証のため、建物全体に耐火検証が必要となる。しかし、間仕切りの変更等によって、当該新材料の使用位置に変更が生じた場合、その都度、再検証と大臣認定が必要となるなど、不合理な事が多い。

従って、こうした新工法が他の計画でも簡便な方法で適用できれば、個々の建築物での効果に留まらず、その実績が蓄積され、一般的なものとなっていくことにより、技術的に発展するという効果が期待できる。

なお、新工法、新材料の適用に関し、旧法 38 条では、このような簡便な方法が採用されていたので、この方法に準じた適用ができるよう要望します。